

健康事業所宣言証明書

社員が心身ともに元気に働ける事業所を目指して、健康づくりに取り組むことを宣言します。

① 健康診断の実施

法令に従い、社員に対して健康診断を100%実施します。

② 社員の生活習慣改善を支援

生活習慣の改善のため、健診結果に基づく保健指導及び特定保健指導を対象者全員が受けられるよう努めます。

③ 検査・治療の勧奨

健診結果で再検査、精密検査又は治療の必要があった場合、対象者全員に医療機関を受診するよう勧めます。

④ 健康づくりに向けて次の取組を実施します

- 健康増進・生活習慣病対策
- 食生活の改善
- 運動の推進
- 禁煙対策
- 感染症対策
- こころの健康づくり
- 治療と職業生活の両立支援
- 女性の健康の保持増進
- 長時間労働への対応(ワークライフバランス)

株式会社松原組

貴社が「健康事業所宣言」したことを証明します。

令和6年4月1日

全国土木建築国民健康保険組合
理事長 栄畑

